

運 航 基 準

目 次

第 1 章	目 的	・・・・・・・・・・ 1
第 2 章	運航の可否判断	・・・・・・・・・・ 1
第 3 章	船舶の航行	・・・・・・・・・・ 2

阿寒観光汽船株式会社

続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、阿寒湖内周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・湖象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

・航海速度が22ノット未満の船舶

風速	15 m/s 以上	波高	1 m 以上	視程	300m 以下
----	-----------	----	--------	----	---------

・航海速度が22ノットを超える船舶

風速	15 m/s 以上	波高	1 m 以上	視程	500m 以下
----	-----------	----	--------	----	---------

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・湖象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	15 m/s 以上	波高	1 m 以上
----	-----------	----	--------

3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、周囲の気象・湖象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が第2条第1項の基準以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着棧の可否判断)

第4条 船長は、着棧予定棧橋付近の気象・湖象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着棧を中止し、適宜の水域での錨泊、着棧棧橋の変更、その他の適切な措置をとらなければならない。

・航海速度が22ノット未満の船舶

風速	15 m/s 以上	波高	1 m 以上	視程	300m 以下
----	-----------	----	--------	----	---------

・航海速度が22ノットを超える船舶

風速	15 m/s 以上	波高	1 m 以上	視程	500m 以下
----	-----------	----	--------	----	---------

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時間(起点及び終点相互間の所要時間)
- (4) 通航船舶が輻輳する海域
- (5) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

2 船長は、基準経路以外を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、別表のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。(20トン未満の使用船舶を除く。)

(通常連絡等)

第8条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、本社運航管理者又は運航管理員あてに次の(2)の事項を連絡しなければならない。(5トン未満の使用船舶を除く。)

- (1) 帆掛岩地点、滝口出口地点、ボッケ沖地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② その他運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者又は運航管理員は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度 速やかに連絡するものとする。

(特定航法)

第9条 本航路の運航の安全を図るため、次の航法による。

- (1) 航行船舶の航法については、海上衝突予防法を準用する。
- (2) 風速10m/s 以上の場合、船長は横揺れの最も少ない安全な航路を選定しなければならない。
- (3) 滝口挾水道の入出については、原則として旅客船の対向運航は、してはならない。
- (4) 滝口亀の子島付近の通航は、100トン以上の船に限って進入の場合、航路の左側通行とする。
- (5) 滝口水門付近での旋回は、右回りとする。
- (6) 阿寒湖内旅客不定期航路、砕氷帯周遊コースにあつては、別紙1の安全運航マニュアルを遵守し運航することとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理員との連絡は、次の方法による。

	連絡先	連絡方法
通常、緊急の場合	本社	415.05MHz無線電話、携帯電話

(着岸連絡等)

第11条 船長は、本社又は営業所桟橋に向かって航行中、ボッケ沖又は小島沖において運航管理者又は運航管理員に次の事項を引き続き連絡するものとする。

(1) 着岸予定

(2) その他運航管理者又は運航管理員の援助を必要とする事項

(機器点検)

第12条 船長は、着岸前、桟橋手前等着岸地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を配船日報及び運航管理日誌に記録するものとする。

速力基準表

船名	速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
すずらん丸	最微速	2.9	600
	微速	8.1	850
	半速	11.1	1,227
	航海速力	11.9	1,350
まりも丸	最微速	2.5	500
	微速	7.1	756
	半速	8.9	953
	航海速力	9.5	1,091
ましゅう丸	最微速	3.0	600
	微速	8.8	850
	半速	11.3	1,227
	航海速力	11.9	1,280
くろゆり	最微速	1.3	500
	微速	4.2	1,638
	半速	6.0	2,064
	航海速力	7.5	2,362

小型速力基準表

船名	速力区分	速力 (ノット)	毎分機関回転数 (rpm)
のぞみ1号 " 2号 " 5号	最微速	1.2	650
	微速	7.0	1,000
	半速	21.0	2,800
	航海速力	26.0	3,100
のぞみ3号 " 6号 " 7号	最微速	1.2	650
	微速	7.0	1,000
	半速	22.0	2,700
	航海速力	28.0	3,100
イメル1 イメル2 イメル3	最微速	1.4	650
	微速	8.5	1,000
	半速	24.0	2,700
	航海速力	32.0	3,500

別添 1

阿寒湖内 旅客不定期航路 砕氷帯周遊コース 安全運航マニュアル

本航路の運航に際しましては、下記項目を遵守し、安全航行に努めることといたします。

記

1. 当航路の運航に使用する船舶は、ましゅう丸とする。
2. 運航開始期日は、4月15日を予定とし、その前に十分な水域の確保を条件とする。
3. 航路上の氷は、運航等に支障のないよう出来る限り細かく砕氷する。
4. 安全運航のため、運航に際しては、船首並びに船尾に見張りを配置し、必要に応じ無線等により船長へ連絡するものとする。
5. 砕氷帯を通過する際は、極力速力を落とし船体に衝撃のないよう十分注意して航行する。
6. 旅客乗船中は、砕氷作業を行なってはならない。
7. 砕氷帯により運航が困難と判断した場合は、ただちに運航を中止する。
8. 当航路を運航中は、支援船を待機させることとし、事故等があった場合には迅速な支援体制をとるものとする。
9. 旅客の乗下船に際しては、滑りやすいことを考慮して乗降設備の保守点検を実施し、必ず誘導員を配置する等万全な作業体制で行なうものとする。
10. 上記以外に関する事項は、当社の安全管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準を遵守するものとする。